

令和7年度 京都市立小野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 小野小学校生徒指導・いじめ対策委員会

イ 構成（職名又は校務分掌）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、該当児童学年担任、生徒指導委員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子ども支援コーディネーター

ウ 役割

- 当月の各学年・クラスの様子を交流し、いじめに繋がる様態の有無を生徒指導委員を中心に検討し早期発見する。
- いじめを見逃さない教職員の資質向上を目指した研修会をおこなう。
- いじめが発覚した場合は、管理職・生徒指導委員を中心に対処を検討する。
- 道徳部と連携し、いじめの未然防止のための授業を提案する。

エ 開催時期

月1回（第4火曜日）情報交換会として開催

※行事等により、変更有

※緊急対応の場合は、この限りではない。

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・憲法朝会・人権朝会の実施時と5月の学校だよりでの全学年・保護者・地域へ発信。
- ・学校だより等で人権（いじめや命）に関わる内容を発信。
- ・全学年が人権学習（12月）として「道徳」の参観授業（年1回）をすることにより、保護者とともに考え、人権教育について周知する機会を設ける。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・2ヵ月ごとに生活目標を掲示し、安心して学校生活を過ごせるようにする。
- ・図書部と連携して、図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・机の整理や物を整理することで、落ち着いて生活や学習ができる環境を整える。

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・相手の話をきちんと聞くことが「人を大切にする」ということに繋がることを、指導者も子どもも意識して学習に臨めるようにする。
- ・道徳の学習を通してお互いのいいところを見つけ、認め合う心を育てるようにする。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・全学年統一したテーマで道徳の授業を行う。
- ・警察のスクールソポーターによる5年生対象の非行防止教室の実施（7月10日）、6年生対象の薬物乱用防止教室の実施（12月18日）
- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権啓発参観懇談会（年1回）で互いの人権を尊重することや男女平等、外国の文化をテーマにした題材を使って行い、懇談会では保護者と共に考えられるような内容を取り上げる。
- ・いい言葉の日（毎月15日）にあいさつ運動を行う。
- ・たてわり活動の充実
- ・人権朝会の取り組みや人権標語の作成及び発表。
- ・5・6年生対象のスマホ携帯安全教室の実施（12月9日）
- ・感染症罹患等の差別的な言動に対する人権教育。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊学習（5・6年）の取組を通しての仲間づくり。
- ・たてわりで読み聞かせや福笑いなどを行い、異学年とのつながりを深める。
- ・ゴミゼロの取り組みを全学年、PTAとも協力し地域との交流を図る。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者や障害のある方との交流、地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異学年集団によるたてわり活動（年6回）をおこない、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・児童会活動（あいさつ運動）や、学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導・いじめ対策委員会または、月1回の情報交換会での話し合いの事案を、各学年の生徒指導委員が学年の教員に伝達し情報を共有する。
- ・重大事態については「生徒指導・いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・3学期制に伴い、7月・11月・3月にいじめ防止プログラムに対する対策会議を行う。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

（ア）アンケートの実施

- ・いじめに特化したアンケート（年2回）を実施し、「いじめ」の兆候の早期実態把握を行う。（各学年で集約・分析をし、その後生徒指導主任と管理職とで分析する。）

（イ）教育相談の実施

- ・いじめに関するアンケートを各クラスの実態に応じておこない、その結果から担任それぞれが積極的に教育相談をおこなう。（6月、12月）
- ・情報交換会で挙がった内容で、教育相談が必要と確認した場合「ケース会議」を開催し、相談活動を行う。その際、各担任は児童生徒の観察に努める。

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除時間等、全教員による見回り活動の実施。
- ・情報モラルの指導を強化する。
- ・地生連において最近のネット事情を話題にし、地域への啓発をはかる。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。
- ・毎日健康観察を行い、児童の顔色や様子をうかがい、児童の実態把握に努める。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・情報モラルに関する研修（年1回）を行い、教職員の資質向上を図る。
- ・学校評価アンケートの結果をグラフ化し、成果と課題を分析し、課題解決に努める。
- ・いじめアンケートの結果を分析し、学校全体で共通理解し、児童を見守る体制をとる。

（3）いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・被害者を守ることを最優先に、児童への指導に当たる。
- ・いじめが認められた時点で、管理職・生徒指導主任・学年主任・各関係教職員報告・連絡・相談は迅速に的確におこなう。
- ・解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「情報交換会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・被害者および加害者の両方から丁寧な聞き取りをおこない、正確な事実関係を記録する。（被害の態様、状況、構造、動機、背景等）
- ・被害者および加害者の両保護者への事情説明、必要に応じて話し合いの場を設ける。
- ・被害児童への支援と加害児童への指導体制をとる。
- ・周りの児童に対しても自分の問題と捉えさせ必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。

«【参考】いじめ事案に対する組織的な対応の流れ»

前 提 と な る 基 本 事 項

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。 【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

- 【児童生徒への指導・支援】
- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
 - 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、パトナ等との連携を図る。
 - いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
 - 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 【保護者への連絡・家庭との連携】
- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

- 【関係機関との連携】
- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・全学年への聞き取り調査によって、加害者を特定する。
- ・加害者が判明した時点ですぐに指導にあたり、書き込みの削除などを実施する。
- ・被害者および加害者の両保護者に事情を説明し、加害者の保護者にはスマート等通信機器の管理の徹底を要求する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめを受けた児童に対して丁寧な聞き取りを行い、児童の実態をとらえる。
- ・毎日健康観察を行い、児童の様子や表情に注目しながら観察する。
- ・必要に応じてクラスマネジメントシートを活用し、児童の心の状態やクラスでの所属感を確認する。
- ・いじめアンケートを行い、丁寧な聞き取りを行う。

(4) 教職員資質向上の取組

ア 内容

- ・相手の話をきちんと聞くことが「人を大切にする」ということに繋がることを、指導者も子どもも意識して学習に臨めるようにする。
- ・理科専科やTT、少人数指導を取り入れ、複数体制で児童を見守っていく。
- ・学年担当制にすることで複数体制で児童を見守っていく。
- ・年に3回気になる児童の具体的な事例を取り上げ、研修会を行う。教職員全員で共通理解し、対応を考える。
- ・月に1回情報交換会を開き、困りを抱えている児童を把握し、対応を考える。

イ 実施期間

- ・気になる児童の事例研修会（年3回 6月・9月・2月）
- ・情報交換会（月1回）
- ・クラスマネジメントシートの実施・研修（年2回 6月・2月）

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者、地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・地生連において、いじめ防止基本方針について周知を行う。
- ・授業参観、懇談会において児童の様子を見ていただき、学校の取組を知っていただく。
- ・適宜、管理職を通じて各関係機関へ校内事情を提供する。
- ・いじめの事案によっては警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を優先させると共に、児童相談所との連携も図る。
- ・平素からスクールカウンセラー、子ども支援コーディネーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

- ・被害者を守ることを最優先に、児童への指導に当たる。
- ・人権啓発参観懇談会で互いの人権を尊重することや男女平等、外国の文化をテーマにした題材を使って行い、懇談会では、保護者と共に考え、協力を依頼する。
- ・教育委員会とともに、事態の対処に当たる。
- ・各関係機関と連携し、情報を共有する。
- ・学校の下に組織を設け適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生した時の対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議をおこなう。
- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ・調査結果を踏まえ、関係児童へ丁寧な聞き取りを行い、つかんだ情報を児童、保護者と共有する。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知（アンケート・教育相談等）	保護者への発信・啓発等 関係機関との連携
4	職員会議「生徒指導体制」の共通理解 情報交換会 対策会議	安全の日 いい言葉の日		入学式後の保護者説明 学級懇談会 個人懇談会
5	情報交換会 気になる児童の情報交換・対策協議会	憲法朝会 安全の日 いい言葉の日 5年花背山の家課外活動	第1回クラスマネジメントシートの実施	学校だよりで取組を児童・保護者・地域へ周知
6	情報交換会 アンケートの結果の共有	安全の日 いい言葉の日 教育相談	いじめに関するアンケートの記名式実施 教育相談	学校運営協議会の情報共有・評価

		6年修学旅行		
7	情報交換会 対策会議 情報共有 いじめ防止プログラムについての対策会議	安全の日 いい言葉の日 5年非行防止教室	学校評価アンケートの実施	個人懇談会
8	生徒指導研修会(不登校・いじめ) 学校評価アンケートの結果の共有			
9	情報交換会 気になる児童の情報交換・対策協議会	安全の日 いい言葉の日		
10	情報交換会	安全の日 運動会 いい言葉の日		
11	情報交換会 いじめ防止プログラムに対する対策会議	安全の日 いい言葉の日 ふれあい参観 学校いじめ防止プログラムの見直し		人権学習の授業参観(ふれあい参観)、懇談会
12	情報交換会 アンケートの結果の共有	安全の日 人権朝会 いい言葉の日 教育相談 スマホ携帯安全教室 6年薬物乱用防止教室	いじめに関するアンケートの記名式実施 教育相談	個人懇談会(希望制)
1	情報交換会	安全の日 いい言葉の日	学校評価アンケートの実施	
2	情報交換会 気になる児童の情報交換・対策会議 クラスマネジメントシートの結果の共有	安全の日 いい言葉の日	第2回クラスマネジメントシートの実施	新1年半日入学保護者説明会 学級懇談会
3	情報交換会 いじめ防止プログラムに対する対策会議	安全の日 いい言葉の日		学校運営協議会の情報共有・評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 7月・11月・3月)
- 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについても、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。